

【作成経緯及び確認事項】

1. 策定の背景

本県では、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が懸念されていますが、大規模災害等の発生後には環境の変化や過度なストレスの影響を受け、様々な疾病に罹患しやすい状況となり被災者の健康支援体制の整備が大切となります。

過去の大規模災害発生後の避難生活においては、口腔内の細菌が唾液などとともに肺に流れ込んで生じる誤嚥性肺炎が多く認められ、被災生活における口腔ケアの大切さが明らかになっています。

また、東日本大震災発生後には心不全や心筋梗塞、肺炎、脳卒中等の疾患による死亡件数が震災以前と比較して明らかに増加していることがわかりました。

特に肺炎(要介護者や高齢者で免疫力の低下した者等に認められる誤嚥性肺炎を含む)による死亡は他の疾患による死亡が発災直後や余震の後に増加し、その後、減少するのに比べ、発災後6週間にも渡り増加した状態が継続していました。

もちろん、この様な震災関連死は被災した状況やその時の気候・天候によっても影響を受けることが考えられますが、適切に口腔ケア等が実施され、リスク因子となる口腔内細菌のコントロールがなされたなら、被災者の健康に大きな影響を及ぼしたことは言うまでもありません。

よって、非日常的な生活を余儀なくされる状況では、歯科口腔保健の維持が生命に関わる重要なポイントとなります。

さらに、大規模災害等により、被災地への交通手段や連絡手段が断絶され、また、地域の行政担当者、歯科医療関係者自身も被災者となるなど、その支援体制が整備されるまでに相応の時間がかかる可能性が考えられます。

過去の事例から、歯科医療救護に関する歯科医療救護班等は発災直後から被災地に派遣され、傷病者に対する応急処置、被害者の身元確認等が実施されますが、歯科保健(口腔ケア等)に関するチームが整備され被災地・避難所等に派遣されるのは、必要な情報収集等を経て発災後3日目以降となることがほとんどであることがわかりました。

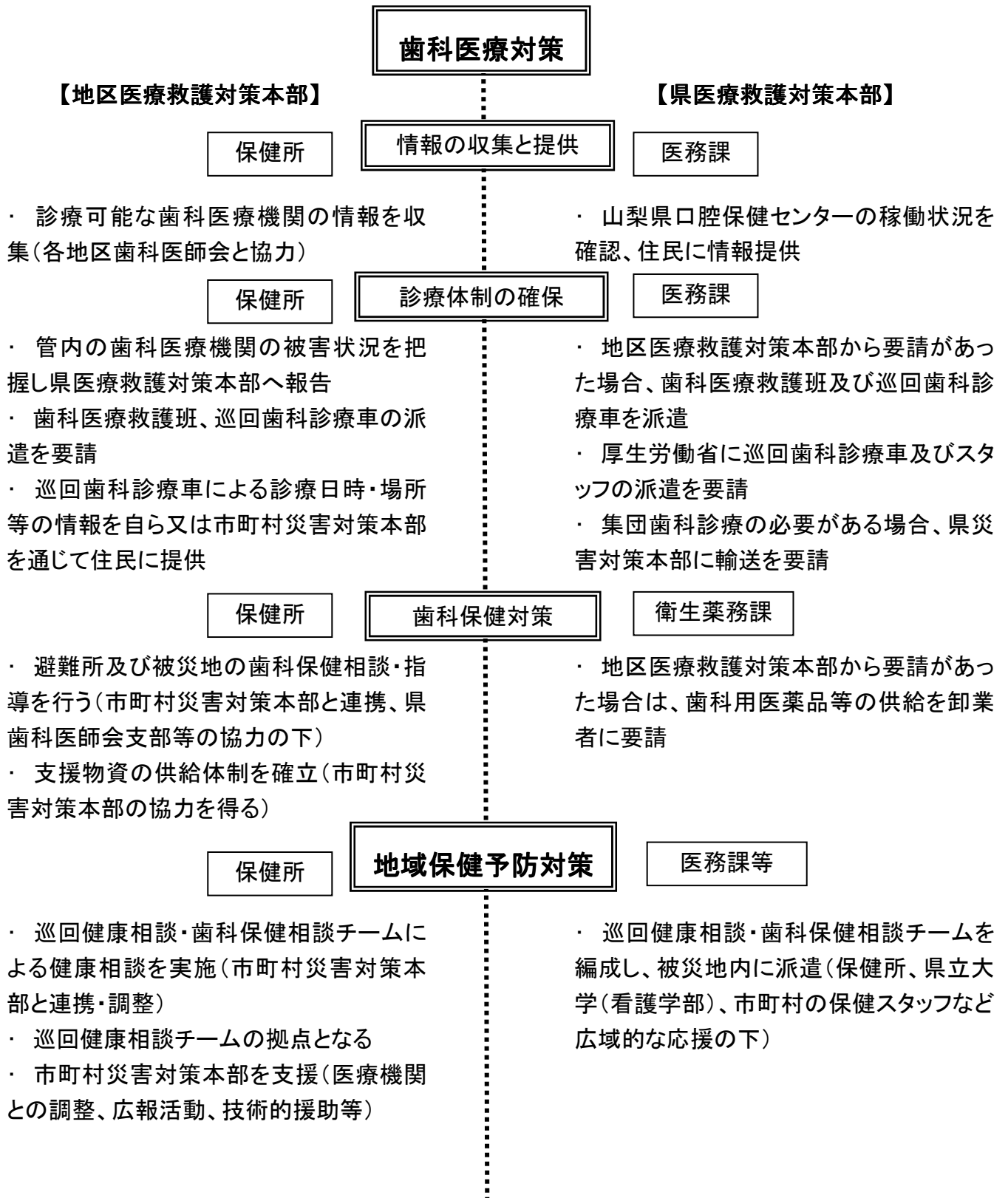
よって発災後、歯科保健支援体制が整備され歯科保健に関するチーム(山梨県大規模災害時医療救護マニュアルによる巡回健康相談チーム・歯科保健相談チーム)が被災地・避難所等に派遣されるまでの(発災後比較的早い時期の)住民の健康管理については、被災者自らに委ねられる割合が大きくなります。

そこで、大規模災害等が発生した場合に、発災直後の比較的早い時期から避難所において住民が率先して口腔ケアを実践し、また、お互いに口腔ケアについて声をかけ合い、自らの健康管理に取組み、感染症の予防を始めとする疾病管理につなげられるよう、歯科口腔保健が全身に及ぼす影響等について平常時より県民に啓発を図ることが大切となります。

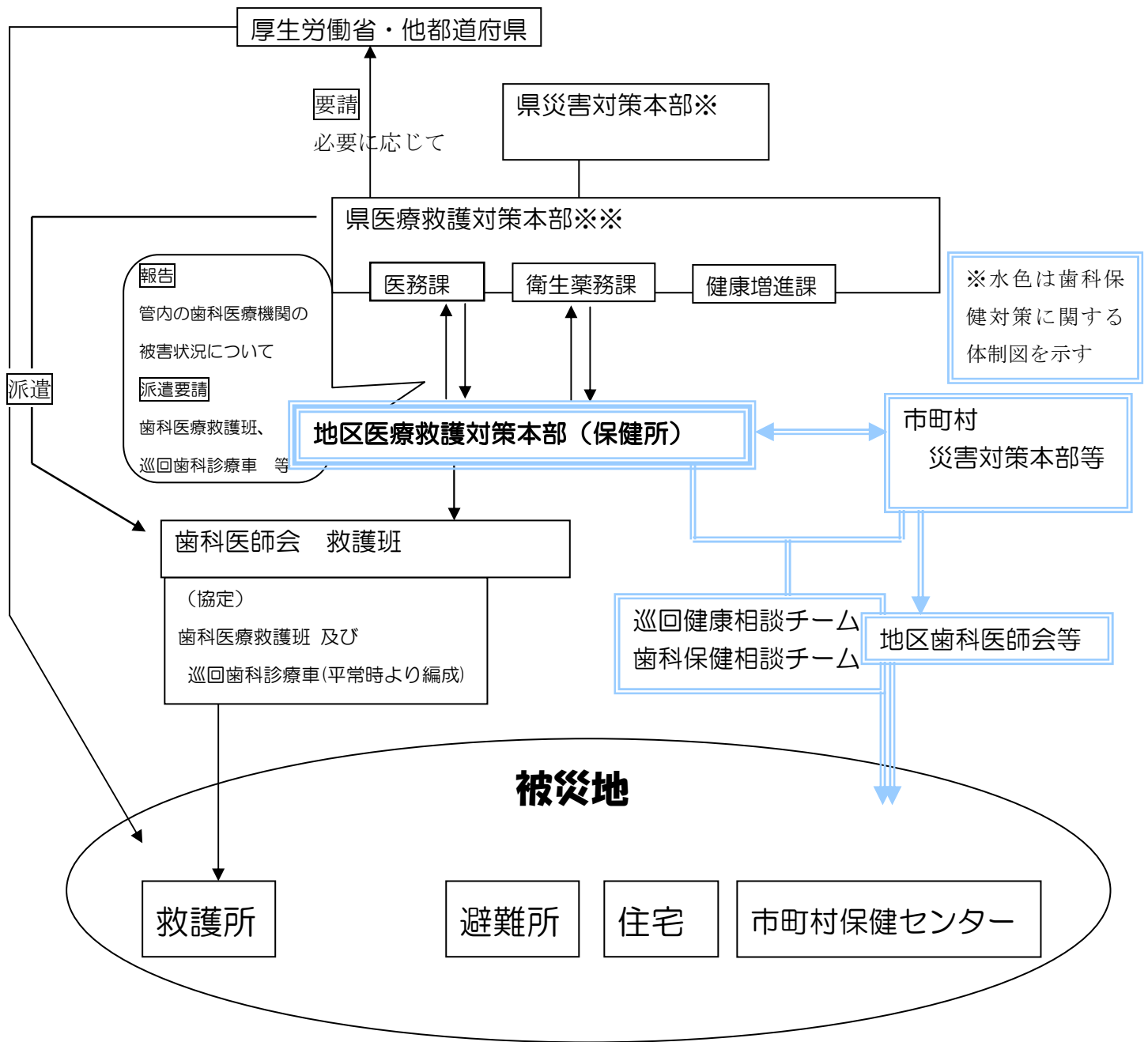
その手段として、災害時の避難生活における最低限の歯科口腔保健の重要性、必要性等について簡潔にまとめた、「災害時における歯科口腔保健」を策定し、また、子どもから高齢者まで全ての県民が理解できるよう、簡潔に図示した「災害時口腔ケア啓発ポスター」を作成し災害時における歯科保健対策を図ることとしました。

2. 「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」に基づく大規模災害時歯科医療救護体系

(1) 歯科医療対策・地域保健(歯科保健)予防対策



(2) 歯科医療救護・地域保健(歯科保健)予防対策実施体制組織図



※山梨県災害対策本部設置基準

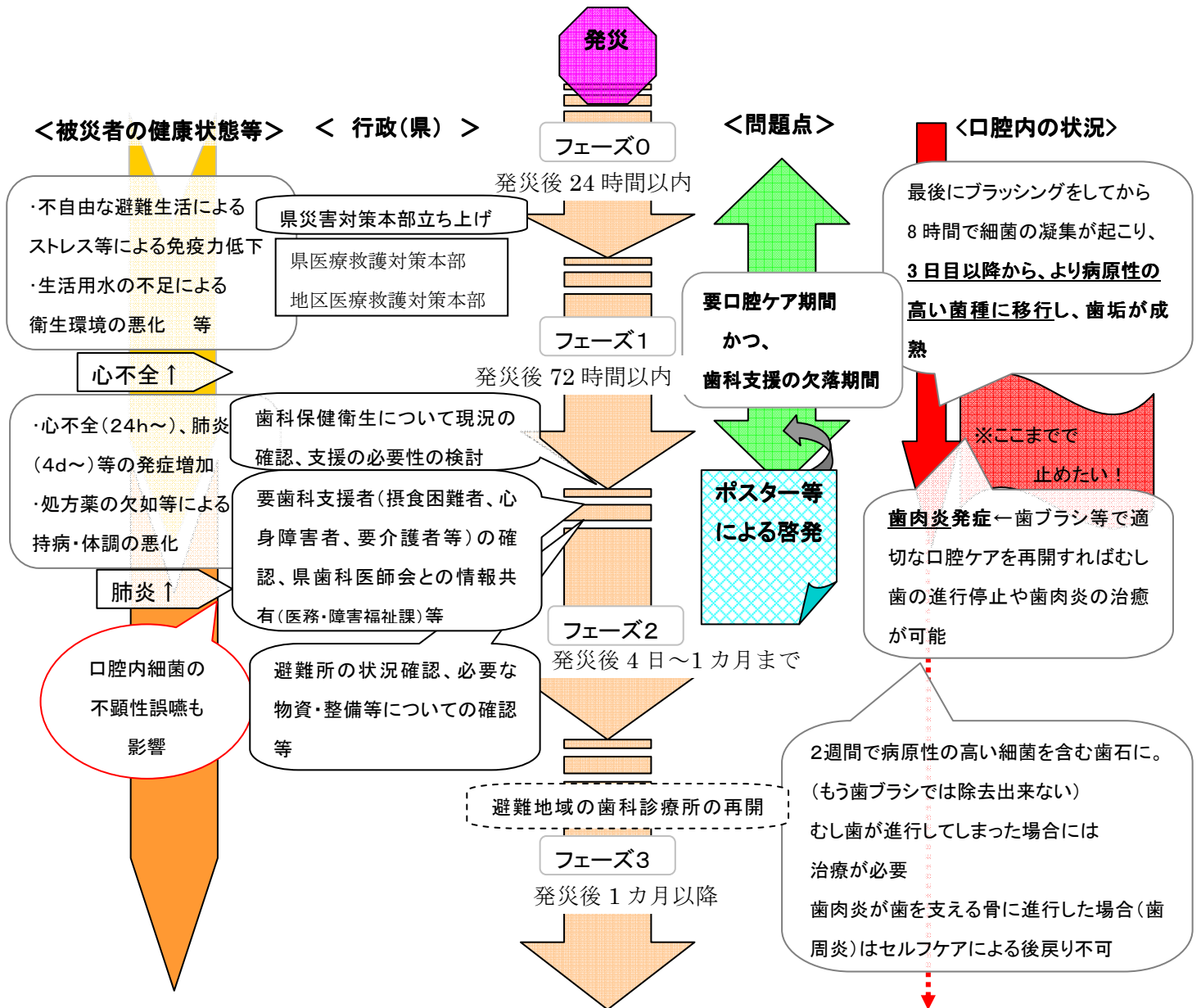
- ・ 災害救助法による救助を必要とする場合で、なお、防災の推進を図る必要があると認める場合
- ・ 災害が広範囲にわたり、災害応急対策を必要とする場合
- ・ 震度6弱以上の地震が発生したとき
- ・ 富士山に噴火警報：噴火警戒レベル5（避難）が発表されたとき

※※山梨県医療救護対策本部設置基準

- ・ 山梨県災害対策本部を設置することになった時
- ・ 山梨県地震災害警戒本部を設置することになった時
- ・ 震度6弱以上の地震が県内に発生した時

(3) 予測される災害発生後からの流れ

「被災者の健康状態等」、「行政(県)の動き」、「想定される問題点」、「時間の経過に伴う口腔内の状況」について



★フェーズ区分はあくまでも目安であり、その都度、状況に合わせて機動的な対応が必要となります。